

横浜市立鶴見小学校PTA個人情報取扱内規	修正案	修正説明
<p>第1条 目的 横浜市立鶴見小学校PTA（以下、「この会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報データベースの取扱いについて定めるものとする。</p> <p>第2条 責務 この会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。</p> <p>第3条 管理者 この会における個人情報データベースの管理者は、PTA副会長・副校長とする。</p> <p>第4条 取扱者 この会における個人情報データベースの取扱者は、<u>PTA役員、各委員会の委員とする。</u></p> <p>第5条 秘密保持義務 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>第6条 収集方法 この会は、個人情報を収集するときは、その個人情報の利用目的を決め本人に明示し、あらかじめ本人の書面による同意を得る。要配慮個人情報については収集しない。</p> <p>第7条 利用 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> PTA活動に必要な名簿の作成 各種行事の案内 資料等の送付 役員等選出 PTA活動の諸連絡 	<p>第1条 目的 (追加修正無し)</p> <p>第2条 責務 (追加修正無し)</p> <p>第3条 管理者 (追加修正無し)</p> <p>第4条 取扱者 この会における個人情報データベースの取扱者は、<u>PTA役員等</u>とする。</p> <p>第5条 秘密保持義務 (追加修正無し)</p> <p>第6条 収集方法 (追加修正無し)</p> <p>第7条 利用 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> PTA活動に必要な名簿の作成 各種行事の案内 資料等の送付 役員等選出 PTA活動の諸連絡 <u>その他、管理者が必要と認めたもの</u> 	<p>他のPTA規約類での定義をPTA役員等に統一した為。</p> <p>厳密に使用目的を列記することが困難の為、必要事項が発生する事を想定して追加した。</p>

横浜市立鶴見小学校 P T A 個人情報取扱内規	修正案	修正説明
<p>第 8 条 利用目的による制限 この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>第 9 条 管理 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。</p> <p>第 10 条 取扱 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。紙の状態のものは、P T A 会議室内のキャビネット等で適切な保管を行う。また、持ち出す場合は電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。</p> <p>第 11 条 第三者提供の制限 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令に基づく場合 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき 	<p>第 8 条 利用目的による制限 (追加修正無し)</p> <p>第 9 条 管理 (追加修正無し)</p> <p>第 10 条 取扱 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。紙の状態のものは、P T A 会議室内のキャビネット等で適切な保管を行う。また、持ち出す場合は電子メールおよび S N S (Line 等) での送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。</p> <p>第 11 条 第三者提供の制限 (追加修正無し)</p>	<p>実務を考慮して追加した。</p>

横浜市立鶴見小学校 P T A 個人情報取扱内規	修正案	修正説明
<p>第 12 条 第三者提供に係る記録の作成等 個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第三者の氏名 2. 提供する対象者の氏名 3. 提供する情報の項目 4. 対象者の同意を得ている旨 <p>第 13 条 第三者提供を受ける際の確認等 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第三者の氏名 2. 第三者が個人情報を取得した経緯 3. 提供を受ける対象者の氏名 4. 提供を受ける情報の項目 5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要） <p>第 14 条 情報開示等 この会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。</p> <p>第 15 条 漏えい時等の対応 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。</p> <p>第 16 条 研修 この会は、P T A 役員・各委員会の委員に対して、年度初めの実行委員会等で、個人データの取扱いに関する留意事項について、確認をする機会を設ける。</p> <p>第 17 条 苦情の処理 この会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を努めなければならない。</p>	<p>第 12 条 第三者提供に係る記録の作成等 （追加修正無し）</p> <p>第 13 条 第三者提供を受ける際の確認等 （追加修正無し）</p> <p>第 14 条 情報開示等 （追加修正無し）</p> <p>第 15 条 漏えい時等の対応 （追加修正無し）</p> <p>第 16 条 研修 この会は、P T A 役員等に対して、年度初めの実行委員会等で、個人データの取扱いに関する留意事項について、確認をする機会を設ける。</p> <p>第 17 条 苦情の処理 （追加修正無し）</p>	<p>他の P T A 規約類での定義を P T A 役員等に統一した為。</p>

横浜市立鶴見小学校PTA個人情報取扱内規	修正案	修正説明
<p>第18条 改正</p> <p>この会の「横浜市立鶴見小学校PTA個人情報取扱内規」は、 実行委員会において改正する。</p> <p>この内規は、令和3年4月1日より実施する。</p>	<p>第18条 改正 (追加修正無し)</p> <p>この内規は、令和4年7月20日より実施する。</p>	